

大仙市入札参加有資格者の等級格付に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大仙市入札契約資格等審査実施要綱第9条に規定する等級格付について必要な事項を定めるものとする。

(建設業者の等級格付の基準)

第2条 建設業者の等級格付は、秋田県の等級格付を参考にし、市内業者及び準市内業者（別に定める認定基準を満たす者）について行うものとする。ただし、大仙市外に本社を置く者にあっては、別表第1で定める有資格技術者の保有基準を市内に設置する支店又は営業所（以下「市内営業所」という。）毎に確認の上等級格付するものとする。

2 水道施設工事の格付は、前項の規定によるほか、水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による指定を受けた大仙市指定給水装置工事事業者で、かつ、次に掲げる者をすべて保有する市内業者及び準市内業者を等級格付する。

- (1) 給水装置工事主任技術者
- (2) 給水装置工事配管技能者
- (3) 一般継手配水管技能者
- (4) 耐震継手配水管技能者

3 解体工事の格付は、次の各号のすべての要件を満たす市内業者及び準市内業者を等級格付する。

- (1) 土木工事業又は建築工事業の建設業許可を受けている者
- (2) 解体工事業の建設業許可を受けている者
- (3) 自社又は大仙市内に本社を有する会社法（平成17年法律第86号）に定める子会社において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業及び同法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けた者
- (4) 解体工事施工技士を2名以上保有している者

(建設コンサルタント業者等の等級格付の基準)

第3条 建設コンサルタント業者等の等級格付は、秋田県の入札参加資格者名簿を参考にし、市内業者及び準市内業者について行うものとし、業務区分に応じて次のとおりとする。なお、市内業者及び準市内業者の定義については、前条の規定について準用する。

2 測量業者の格付は、市内営業所に常勤する測量士または測量士補3名（うち測量士2名以上）を1パーティとし、3パーティ以上有する者をA、2パーティ有する者をB、1パーティ有する者をCに格付する。

3 土木関係建設コンサルタント業者の格付は、測量業務の格付A又はBを有する者のみ

ち、次の区分により等級格付する。

- (1) 市内営業所に常勤する次のアからエまでのいずれかに該当する者を2名以上有する者をAに格付する。ただし、うち1名はアからウまでのいずれかに該当する者でなければならない。

ア 技術士

イ 技術士と同程度の知識及び技術を有すると認定された技術者

ウ RCCM (RCCM 資格試験に合格した者を含む)

エ 農業土木技術管理士

- (2) 前号以外の者のうち、前号アからエまでのいずれかに該当する者若しくは実務経験を有する者（コンサルタント会社に12年以上在籍し、4年以上の実務経験を確認できる者。）を1名以上有する者をBに格付けする。

4 補償コンサルタント業者の格付は、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）により、複数部門の登録を受けている者を当該部門毎にAに格付する。

5 地質調査業者の格付は、地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）による登録を受けている者をAに格付する。

（等級格付の基準の確認）

第4条 前2条に規定する等級格付に係わる有資格技術者数等の確認は、次のとおり行うものとする。

- (1) 建設業者の等級格付基準の確認は、毎年5月1日を基準日として行うものとする。
- (2) 建設コンサルタント業務等の等級格付基準の確認は、毎年4月30日、7月31日、10月31日、1月31日を基準日として行い、それぞれ6月1日、9月1日、12月1日、3月1日に適用するものとする。

2 前項における有資格技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。この場合において、恒常的な雇用関係とは、前項に定める基準日時点で、継続して3ヶ月以上の雇用関係を有するものとする。

附 則

この基準は、平成17年5月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成17年8月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この運用基準の施行の日の前日までに実施された行為は、この運用基準による改正前の等級格付及び指名の基準に関する運用基準の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この基準は、平成17年11月11日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。